風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準新旧対照表

（平成１４年１０月３日
福岡県公安委員会規程第１５号）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
第１条～第２条　（略）	第１条～第２条　（略）
【追加】	（複数の営業所に係る営業停止命令等） 第３条　２以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令違反行為について、当該営業所に係る営業の停止等を命ずる場合で、同様の法令違反行為が他の営業所においても行われる蓋然性が高く、かつ、指示によっては法の目的を達成するには十分でないと考えられるときは、当該法令違反行為の事実を根拠として、当該他の営業所に関しても営業の停止等を命ずることができるものとする。
（指示処分との関係） 第３条　風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第２６条第２項及び第３１条の２５第２項の規定に基づくものを除く。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第３条第２項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができる。	（指示処分との関係） 第４条　風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第２６条第２項及び第３１条の２５第２項の規定に基づくものを除き、風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る命令等を含む。以下同じ。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分（風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る指示処分を含む。以下同じ。）を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第３条第２項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに

⑴　同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導若しくは警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

⑵～⑸　（略）

第４条　（略）

（取消し）

第５条　取消しは、第１０条第１項に定める場合及び量定がＡである処分事由がある場合のほか、第４条、第８条、第９条及び第１０条第２項に定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、第１１条第２号に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

第６条　営業廃止命令は、第４条、第８条、第９条及び第１０条第２項に定めるところにより、量定の長期が８月に達した場合で、第１１条第２号に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

第７条～第８条　（略）

【追加】

、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができる。

⑴　同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、指導又は警告を無視し、複数の法令違反行為を行うなど指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

⑵～⑸　（略）

第５条　（略）

（取消し）

第６条　取消しは、量定がＡである処分事由がある場合及び第１２条第１項に定める場合のほか、第５条、第９条から第１１条まで及び第１２条第２項に定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、第１３条第２号に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

第７条　営業廃止命令は、第５条、第９条から第１１条まで及び第１２条第２項に定めるところにより、量定の長期が８月に達した場合で、第１３条第２号に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

第８条～第９条　（略）

（複数の営業所に係る営業停止命令の処理）

第１０条　２以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に関して、一の営業所における法令違反行為を処分事由として

	他の営業所に係る営業停止命令を行おうとする場合で、当該他の営業所に関しても別の法令違反行為に基づく営業停止命令を行おうとしているときは、当該法令違反行為が一の営業所における法令違反行為と同種の法令違反行為であるか否かを問わず、これらの法令違反行為は第９条に定めるところにより、併合するものとする。 なお、同一の営業者が営む複数の営業所への客引き行為など、一つの法令違反行為が複数の営業所に係る法令違反行為となる場合には、それぞれの営業所に関する一つの法令違反行為として、併合することなく営業停止命令を行うものとする。
第９条　（略）	第１１条　（略）
（常習違反加重）	（常習違反加重）
第１０条　（略）	第１２条　（略）
２　最近３年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止等命令の処分事由について第４条及び第７条から第９条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。	２　最近３年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止等命令の処分事由について第５条及び第８条から第１１条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。
（営業停止命令に係る期間の決定）	（営業停止命令に係る期間の決定）
第１１条　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。	第１３条　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。
⑴　原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて６月又は８月とする。 また、量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、別表に定める基準期間（第８条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の	⑴　原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて６月又は８月とする。 また、量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、別表に定める基準期間（第９条又は第１０条前段に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定め

１．５倍の期間を基準期間とし、第９条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、第１０条第２項に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

⑵　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、前号の規定にかかわらず、情状により、第４条、第７条から第９条まで及び第１０条第２項に定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

　また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として前号前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア～イ　（略）

⑶　（略）

【追加】

（営業停止命令と他の行政処分との関係）

第１２条～第１３条　（略）

別表（第４条関係）

区分		番号	処分事由	関係条項	量定
風俗	法若	1	無許可風俗営業	法第３条第１項及	A

られた基準期間の１．５倍の期間を基準期間とし、第１１条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、第１２条第２項に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

⑵　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、前号の規定にかかわらず、情状により、第５条、第８条から第１１条まで及び第１２条第２項に定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

　また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として前号前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア～イ　（略）

⑶　（略）

⑷　一の営業所に関する法令違反行為について、当該営業所のほか、他の営業所に関しても営業停止を命ずる場合、これらの営業停止の期間は、必ずしも同一とする必要はなく、営業所ごとに過去の違反歴等の個別具体の事情に応じて決定するものとする。

（行政処分相互の関係）

第１４条～第１５条　（略）

別表（第５条関係）

区分		番号	処分事由	関係条項	量定
風俗	法若	1	無許可風俗営業	法第３条第１項及	A

営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第２６条第１項）	しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為			び第４９条第１号		営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第２６条第１項）	しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為			び第４９条第１号	
								2	不正の手段による風俗営業の許可の取得	法第３条第１項及び第４９条第２号	A
								3	許可申請書等虚偽記載	法第５条第１項及び第５５条第１号	E
		2	許可証亡失・滅失届出義務違反	法第５条第４項	G			4	許可証亡失・滅失届出義務違反	法第５条第４項	G
		3	許可証等掲示義務違反	法第６条及び第５５条第１号	G			5	許可証等掲示義務違反	法第６条及び第５６条第１号	G
								6	不正の手段による風俗営業の相続承認の取得	法第７条第１項及び第４９条第２号	A
								7	不正の手段による風俗営業の合併承認の取得	法第７条の２第１項及び第４９条第２号	A
								8	不正の手段による風俗営業の分割承認の取得	法第７条の３第１項及び第４９条第２号	A
		4	相続承認時許可証書換え義務違反	法第７条第５項及び第５５条第２号	G			9	相続承認時許可証書換え義務違反	法第７条第５項及び第５６条第２号	G
		5	合併承認時許可証書換え義務違反	法第７条の２第３項（第７条第５項	G			１０	合併承認時許可証書換え義務違反	法第７条の２第３項（第７条第５項	G

| | | |

		３号	
１３	特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載	法第１０条の２第２項及び第５４条第３号	E
１４	認定証亡失・滅失届出義務違反	法第１０条の２第５項	G
１５	認定証返納義務違反	法第１０条の２第７項第２号及び第３号並びに第５５条第５号	F
１６	名義貸し禁止違反	法第１１条及び第４９条第３号	A
１７	構造・設備維持義務違反	法第１２条	D
１８	営業時間制限違反	法第１３条第１項及び第２項	C
１９	迷惑行為防止措置義務違反	法第１３条第３項	D
２０	苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	法第１３条第４項	D
２１	照度規制違反	法第１４条	E
２２	騒音・振動規制違反	法第１５条	D
２３	広告・宣伝規制違反	法第１６条	D
２４	料金表示義務違反	法第１７	G

		３号	
１８	認定申請書等虚偽記載	法第１０条の２第２項及び第５５条第３号	E
１９	認定証亡失・滅失届出義務違反	法第１０条の２第５項	G
２０	認定証返納義務違反	法第１０条の２第７項第２号及び第３号並びに第５６条第５号	F
２１	名義貸し禁止違反	法第１１条及び第４９条第３号	A
２２	構造・設備維持義務違反	法第１２条	D
２３	営業時間制限違反	法第１３条第１項及び第２項	C
２４	迷惑行為防止措置義務違反	法第１３条第３項	D
２５	苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	法第１３条第４項	D
２６	照度規制違反	法第１４条	E
２７	騒音・振動規制違反	法第１５条	D
２８	広告・宣伝規制違反	法第１６条	D
２９	料金表示義務違反	法第１７	C

				条								条	
			２５	年少者立入禁止表示義務違反	法第１８条	G				３０	年少者立入禁止表示義務違反	法第１８条	C
			２６	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第１８条の２	D				３１	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第１８条の２	D
										３２	客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反	法第１８条の３	B
			２７	遊技料金等規制違反	法第１９条	D				３３	遊技料金等規制違反	法第１９条	D
			２８	遊技機規制違反	法第２０条第１項	B				３４	遊技機規制違反	法第２０条第１項	B
			２９	遊技機の無承認変更又は偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得	法第２０条第１０項（第９条第１項）並びに第５０条第１項第１号及び第２号	A				３５	遊技機の無承認変更又は不正の手段による遊技機の変更に係る承認の取得	法第２０条第１０項（第９条第１項）並びに第５１条第１項第１号及び第２号	A
			３０	遊技機変更届出義務違反	法第２０条第１０項（第９条第３項第２号）及び第５５条第３号	D				３６	遊技機変更届出義務違反	法第２０条第１０項（第９条第３項第２号）及び第５６条第３号	D
			３１	条例の遵守事項違反	法第２１条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行	H				３７	条例の遵守事項違反	法第２１条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行	H

| | | |

３７	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第２２条第１項第６号及び第５０条第１項第４号	B
３８	現金等提供禁止違反	法第２３条第１項第１号及び第５２条第２号	B
３９	賞品買取り禁止違反	法第２３条第１項第２号及び第５２条第２号	B
４０	遊技球等持ち出し禁止違反	法第２３条第１項第３号及び第３項並びに第５４条第４号	E
４１	遊技球等保管書面発行禁止違反	法第２３条第１項第４号及び第３項並びに第５４条第４号	E
４２	賞品提供禁止違反	法第２３条第２項及び第５	C

４３	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第２２条第１項第６号及び第５１条第１項第４号	B
４４	接待飲食業を営む者の禁止行為違反	法第２２条の２及び第５３条第２号	B
４５	現金等提供禁止違反	法第２３条第１項第１号及び第５３条第３号	B
４６	賞品買取り禁止違反	法第２３条第１項第２号及び第５３条第３号	B
４７	遊技球等持ち出し禁止違反	法第２３条第１項第３号及び第３項並びに第５５条第４号	E
４８	遊技球等保管書面発行禁止違反	法第２３条第１項第４号及び第３項並びに第５５条第４号	E
４９	賞品提供禁止違反	法第２３条第２項及び第５	C

		２条第３号				３条第４号	
４３	管理者選任義務違反	法第２４条第１項及び第５４条第５号	E	５０	管理者選任義務違反	法第２４条第１項及び第５５条第５号	E
４４	管理者講習受講義務違反	法第２４条第７項	G	５１	管理者講習受講義務違反	法第２４条第７項	G
４５	営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反）	法第２８条第１項及び第２項並びに第４９条第５号及び第６号並びに条例第１１条	A	５２	営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反）	法第２８条第１項及び第２項並びに第４９条第５号及び第６号並びに条例第１１条	A
４６	無許可特定遊興飲食店営業	法第３１条の２２及び第４９条第７号	A	５３	無許可特定遊興飲食店営業（風俗営業者が違反）	法第３１条の２２及び第５０条第４号	A
４７	従業者名簿備付け記載義務違反	法第３６条及び第５３条第３号	D	５４	従業者名簿備付け記載義務違反	法第３６条及び第５４条第３号	D
４８	接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第３６条の２第１項及び第５３条第４号	D	５５	接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第３６条の２第１項及び第５４条第４号	D
４９	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第３６条の２第２項及び第５３条第５号	D	５６	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第３６条の２第２項及び第５４条第５号	D

		５０	報告・資料提出義務違反	法第３７条第１項及び第５３条第６号	D
		５１	立入の拒否、妨害又は忌避	法第３７条第２項、第３８条の２第１項及び第５３条第７号	D
	法に基づく処分又は条件に違反する行為	1	広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	法第１６条及び第２５条	B
		2	指示処分違反（１の項に規定する指示処分違反を除く。）	法第２５条	C
		3	営業停止命令違反	法第２６条第１項及び第４９条第４号	A
		4	許可の条件違反	法第３条第２項	C
店舗型性風俗	法に規定する	1	営業届出義務違反の罪	法第２７条第１項及び第３項並びに第５２条第４号及	B

		５７	報告・資料提出義務違反	法第３７条第１項及び第５４条第６号	D
		５８	立入の拒否、妨害又は忌避	法第３７条第２項、第３８条の２第１項及び第５４条第７号	D
	法に基づく処分又は条件に違反する行為	1	広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	法第１６条及び第２５条	B
		2	客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反に対する指示処分違反	法第１８条の３及び第２５条	B
		3	指示処分違反（１の項及び２の項に規定する指示処分違反を除く。）	法第２５条	C
		4	営業停止命令違反	法第２６条第１項及び第４９条第４号	A
		5	許可の条件違反	法第３条第２項	C
店舗型性風俗	法に規定する	1	営業届出義務違反の罪	法第２７条第１項及び第３項並びに第５３条第５号及	B

特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第３０条第１項）	罪（法第４９条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為			び第５号	
		2	営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第２７条第２項及び第３項並びに第５４条第６号	E
		3	広告・宣伝の禁止違反の罪	法第２７条の２及び第５３条第１号	C
		4	広告・宣伝の方法違反の罪	法第２８条第５項及び第５３条第２号	C
		5	客引き禁止違反の罪	法第２８条第１２項第１号及び第５２条第１号	B
		6	客引き準備行為禁止違反の罪	法第２８条第１２項第２号及び第５２条第１号	B
		7	年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第２８条第１２項第３号及び第５０条第１項第５号	A
		8	年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	法第２８条第１２項第４号及び第５	B

特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第３０条第１項）	罪（法第４９条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為			び第６号	
		2	営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第２７条第２項及び第３項並びに第５５条第６号	E
		3	広告・宣伝の禁止違反の罪	法第２７条の２及び第５４条第１号	C
		4	広告・宣伝の方法違反の罪	法第２８条第５項及び第５４条第２号	C
		5	客引き禁止違反の罪	法第２８条第１２項第１号及び第５３条第１号	B
		6	客引き準備行為禁止違反の罪	法第２８条第１２項第２号及び第５３条第１号	B
		7	年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第２８条第１２項第３号及び第５１条第１項第５号	A
		8	年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	法第２８条第１２項第４号及び第５	B

		０条第１項第５号				１条第１項第５号	
9	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第２８条第１２項第５号及び第５０条第１項第５号	B	9	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第２８条第１２項第５号及び第５１条第１項第５号	B
				１０	いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（法第２条第６項第１号又は第２号の営業）	法第２８条第１３項及び第５３条第７号	B
１０	標章破壊等禁止違反の罪	法第３１条第４項及び第５５条第６号	E	１１	標章破壊等禁止違反の罪	法第３１条第４項及び第５６条第６号	E
１１	従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第３６条及び第５３条第３号	D	１２	従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第３６条及び第５４条第３号	D
１２	接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第３６条の２第１項及び第５３条第４号	D	１３	接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第３６条の２第１項及び第５４条第４号	D
１３	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第３６条の２第２項及び第５３条第５号	D	１４	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第３６条の２第２項及び第５４条第５号	D
１４	報告・資料提出義務違反の罪	法第３７条第１項及び第５３条第６号	D	１５	報告・資料提出義務違反の罪	法第３７条第１項及び第５４条第６号	D
１５	立入の拒否、妨害	法第３７	D	１６	立入の拒否、妨害	法第３７	D

			又は忌避の罪	条第２項、第３８条の２第１項及び第５３条第７号	
無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第３１条	法に規定する罪に当たる違法な行為				
		2	営業届出義務違反の罪	法第３１条の２第１項及び第３項並びに第５２条第４号及び第５号	B
		3	営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第３１条の２第２項及び第３項並びに第５４条第６号	E
		4	広告・宣伝の禁止違反の罪	法第３１条の２の２及び第５３条第１号	C
		5	広告・宣伝の方法違反の罪	法第３１条の３第１項（第２８条第５項）及び第５３条第２号	C

			又は忌避の罪	条第２項、第３８条の２第１項及び第５４条第７号	
無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第３１条	法に規定する罪に当たる違法な行為				
		2	営業届出義務違反の罪	法第３１条の２第１項及び第３項並びに第５３条第５号及び第６号	B
		3	営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第３１条の２第２項及び第３項並びに第５５条第６号	E
		4	広告・宣伝の禁止違反の罪	法第３１条の２の２及び第５４条第１号	C
		5	広告・宣伝の方法違反の罪	法第３１条の３第１項（第２８条第５項）及び第５４条第２号	C
		6	いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（法第２条第７項	法第３１条の３第１項（第	B

の5第1項及び第31条の6第2項第2号)					の5第1項及び第31条の6第2項第2号)		第１号の営業）	２８条第１３項）及び第５３条第７号	
	6	禁止区域内営業の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１項）及び第４９条第５号	A		7	禁止区域内営業の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１項）及び第４９条第５号	A
	7	禁止地域内営業の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第２項）及び第４９条第６号並びに条例第１６条	A		8	禁止地域内営業の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第２項）及び第４９条第６号並びに条例第１６条	A
	8	客引き禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１２項第１号）及び第５２条第１号	B		9	客引き禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１２項第１号）及び第５３条第１号	B
	9	客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１２項第２号）及び第５２条第１号	B		１０	客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１２項第２号）及び第５３条第１号	B

１０	年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１２項第４号）及び第５０条第１項第５号	B	１１	年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１２項第４号）及び第５１条第１項第５号	B
１１	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１２項第５号）及び第５０条第１項第５号	B	１２	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の３第２項（第２８条第１２項第５号）及び第５１条第１項第５号	B
１２	年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第３１条の３第３項第１号及び第５０条第１項第６号	A	１３	年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第３１条の３第３項第１号及び第５１条第１項第６号	A
１３	標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の５第３項（第３１条第４項）、第３１条の６第３項（第３１条第４項）及び第５５条第６号	E	１４	標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	法第３１条の５第３項（第３１条第４項）、第３１条の６第３項（第３１条第４項）及び第５６条第６号	E

		１４	従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第３６条及び第５３条第３号	D
		１５	接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第３６条の２第１項及び第５３条第４号	D
		１６	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第３６条の２第２項及び第５３条第５号	D
		１７	報告・資料提出義務違反の罪	法第３７条第１項及び第５３条第６号	D
		１８	立入の拒否、妨害又は忌避の罪	法第３７条第２項、第３８条の２第１項及び第５３条第７号	D
店舗型電話異性紹介営	法に規定する罪（法第	1	営業届出義務違反の罪	法第３１条の１２第１項及び第２項（第２７条第３項）並びに第５２条第４号及び第５号	B

		１５	従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第３６条及び第５４条第３号	D
		１６	接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第３６条の２第１項及び第５４条第４号	D
		１７	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第３６条の２第２項及び第５４条第５号	D
		１８	報告・資料提出義務違反の罪	法第３７条第１項及び第５４条第６号	D
		１９	立入の拒否、妨害又は忌避の罪	法第３７条第２項、第３８条の２第１項及び第５４条第７号	D
店舗型電話異性紹介営	法に規定する罪（法第	1	営業届出義務違反の罪	法第３１条の１２第１項及び第２項（第２７条第３項）並びに第５３条第５号及び第６号	B

業を営む者に対する営業停止命令（法第３１条の１５第１項）	49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為			
		2	営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第３１条の１２第２項（第２７条第２項及び第３項）及び第５４条第６号	E
		3	広告・宣伝の方法違反の罪	法第３１条の１３第１項（第２８条第５項）及び第５３条第２号	C
		4	客引き禁止違反の罪	法第３１条の１３第２項第１号及び第５２条第１号	B
		5	客引き準備行為禁止違反の罪	法第３１条の１３第２項第２号及び第５２条第１号	B
		6	年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第３１条の１３第２項第３号及び第５０条第１項第８号	A
		7	年少者会話機会提	法第３１	B

業を営む者に対する営業停止命令（法第３１条の１５第１項）	50条第1号及び第2号の罪を除く。）に当たる違法な行為			
		2	営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第３１条の１２第２項（第２７条第２項及び第３項）及び第５５条第６号	E
		3	広告・宣伝の方法違反の罪	法第３１条の１３第１項（第２８条第５項）及び第５４条第２号	C
		4	客引き禁止違反の罪	法第３１条の１３第２項第１号及び第５３条第１号	B
		5	客引き準備行為禁止違反の罪	法第３１条の１３第２項第２号及び第５３条第１号	B
		6	年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第３１条の１３第２項第３号及び第５１条第１項第８号	A
		7	年少者会話機会提	法第３１	B

| | | |

				１項及び第５３条第７号	
	法に基づく処分に違反する行為				
		9	営業停止命令違反	法第３１条の１５第１項及び第４９条第４号	A
無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する	法に規定する罪に当たる違法な行為	1	営業届出義務違反の罪	法第３１条の１７第１項及び第２項（第３１条の２第３項）並びに第５２条第４号及び第５号	B
		2	営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第３１条の１７第２項（第３１条の２第２項及び第３項）及び第５４条第６号	E

				１項及び第５４条第７号	
	法に基づく処分に違反する行為				
		9	営業停止命令違反	法第３１条の１５第１項及び第５０条第３号	A
無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する	法に規定する罪に当たる違法な行為	1	営業届出義務違反の罪	法第３１条の１７第１項及び第２項（第３１条の２第３項）並びに第５３条第５号及び第６号	B
		2	営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第３１条の１７第２項（第３１条の２第２項及び第３項）及び第５５条第６号	E

営業停止命令（法第３１条の２０及び第３１条の２１第２項第２号）					
		3	広告・宣伝の方法違反の罪	法第３１条の１８第１項（第２８条第５項）及び第５３条第２号	C
		4	年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	法第３１条の１８第２項第１号及び第５０条第１項第９号	B
		5	従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第３６条及び第５３条第３号	D
		6	報告・資料提出義務違反	法第３７条第１項及び第５３条第６号	D
	法に基づく処分に違反する				
		7	営業停止命令違反	法第３１条の２０、第３１条の２１第２項第２号及び第４９条第４号	A

営業停止命令（法第３１条の２０及び第３１条の２１第２項第２号）					
		3	広告・宣伝の方法違反の罪	法第３１条の１８第１項（第２８条第５項）及び第５４条第２号	C
		4	年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	法第３１条の１８第２項第１号及び第５１条第１項第９号	B
		5	従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第３６条及び第５４条第３号	D
		6	報告・資料提出義務違反	法第３７条第１項及び第５４条第６号	D
	法に基づく処分に違反する				
		7	営業停止命令違反	法第３１条の２０、第３１条の２１第２項第２号及び第５０条第３号	A

	行為				
特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第３１条の２	法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	1	無許可風俗営業	法第３条第１項及び第４９条第１号	A
		2	無許可特定遊興飲食店営業	法第３１条の２２及び第４９条第７号	A
		3	許可証亡失・滅失届出義務違反	法第３１条の２３（第５条第４項）	G
		4	許可証等掲示義務	法第３１	G

	行為				
特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第３１条の２	法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	1	無許可風俗営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	法第３条第１項及び第４９条第１号	A
		2	営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	法第２８条第１項及び第２項並びに第４９条第５号及び第６号並びに条例第１１条	A
		3	無許可特定遊興飲食店営業	法第３１条の２２及び第５０条第４号	A
		4	不正の手段による特定遊興飲食店営業の許可の取得	法第３１条の２２及び第５０条第５号	A
		5	許可申請書等虚偽記載	法第３１条の２３（第５条第１項）及び第５５条第１号	E
		6	許可証亡失・滅失届出義務違反	法第３１条の２３（第５条第４項）	G
		7	許可証等掲示義務	法第３１	G

5)				違反	条の２３（第６条）及び第５５条第１号			5)			違反	条の２３（第６条）及び第５６条第１号	
			5	相続承認時許可証書換え義務違反	法第３１条の２３（第７条第５項）及び第５５条第２号	G				8	不正の手段による特定遊興飲食店営業の相続承認の取得	法第３１条の２３（第７条第１項）及び第５０条第５号	A
										9	相続承認時許可証書換え義務違反	法第３１条の２３（第７条第５項）及び第５６条第２号	G
										１０	不正の手段による特定遊興飲食店営業の合併承認の取得	法第３１条の２３（第７条の２第１項）及び第５０条第５号	A
			6	合併承認時許可証書換え義務違反	法第３１条の２３（第７条の２第３項（第７条第５項））及び第５５条第２号	G				１１	合併承認時許可証書換え義務違反	法第３１条の２３（第７条の２第３項（第７条第５項））及び第５６条第２号	G
										１２	不正の手段による特定遊興飲食店営業の分割承認の取得	法第３１条の２３（第７条	A

| | | |

| | | |

		条第５号	
１７	名義貸し禁止違反	法第３１条の２３（第１１条）及び第４９条第３号	A
１８	構造・設備維持義務違反	法第３１条の２３（第１２条）	D
１９	営業時間制限違反	法第３１条の２３（第１３条第２項）	C
２０	迷惑行為防止措置義務違反	法第３１条の２３（第１３条第３項）	D
２１	苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	法第３１条の２３（第１３条第４項）	D
２２	照度規制違反	法第３１条の２３（第１４条）	E
２３	騒音・振動規制違反	法第３１条の２３（第１５条）	D
２４	年少者立入禁止表示義務違反	法第３１条の２３（第１８条）	G

		条第５号	
２３	名義貸し禁止違反	法第３１条の２３（第１１条）及び第５０条第６号	A
２４	構造・設備維持義務違反	法第３１条の２３（第１２条）	D
２５	営業時間制限違反	法第３１条の２３（第１３条第２項）	C
２６	迷惑行為防止措置義務違反	法第３１条の２３（第１３条第３項）	D
２７	苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	法第３１条の２３（第１３条第４項）	D
２８	照度規制違反	法第３１条の２３（第１４条）	E
２９	騒音・振動規制違反	法第３１条の２３（第１５条）	D
３０	年少者立入禁止表示義務違反	法第３１条の２３（第１８条）	G

２５	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第３１条の２３（第１８条の２）	D
２６	条例の遵守事項違反	法第３１条の２３（第２１条）及び条例第２６条	H
２７	客引き禁止違反	法第３１条の２３（第２２条第１項第１号）及び第５２条第１号	B
２８	客引き準備行為禁止違反	法第３１条の２３（第２２条第１項第２号）及び第５２条第１号	B
２９	年少者接客業務従事禁止違反	法第３１条の２３（第２２条第１項第４号）及び第５０条第１項第４号	A
３０	年少者の立ち入らせ禁止違反	法第３１条の２３（第２２	B

３１	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第３１条の２３（第１８条の２）	D
３２	条例の遵守事項違反	法第３１条の２３（第２１条）及び条例第２６条	H
３３	客引き禁止違反	法第３１条の２３（第２２条第１項第１号）及び第５３条第１号	B
３４	客引き準備行為禁止違反	法第３１条の２３（第２２条第１項第２号）及び第５３条第１号	B
３５	年少者接客業務従事禁止違反	法第３１条の２３（第２２条第１項第４号）及び第５１条第１項第４号	A
３６	年少者の立ち入らせ禁止違反	法第３１条の２３（第２２	B

| | | |

			３号	
	３６	接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第３６条の２第１項及び第５３条第４号	D
	３７	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第３６条の２第２項及び第５３条第５号	D
	３８	報告・資料提出義務違反	法第３７条第１項及び第５３条第６号	D
	３９	立入の拒否、妨害又は忌避	法第３７条第２項、第３８条の２第１項及び第５３条第７号	D
法に基づく処分又は条件に違反				
	2	営業停止命令違反	法第３１条の２５第１項及び第４９条第４号	A

			３号	
	４１	接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第３６条の２第１項及び第５４条第４号	D
	４２	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第３６条の２第２項及び第５４条第５号	D
	４３	報告・資料提出義務違反	法第３７条第１項及び第５４条第６号	D
	４４	立入の拒否、妨害又は忌避	法第３７条第２項、第３８条の２第１項及び第５４条第７号	D
法に基づく処分又は条件に違反				
	2	営業停止命令違反	法第３１条の２５第１項及び第５０条第３号	A

	する行為				
飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第2項）	法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	1	無許可風俗営業	法第3条第1項及び第49条第1号	A
		2	無許可特定遊興飲食店営業	法第31条の22及び第49条第7号	A
		6	客引き禁止違反	法第32条第3項（第22条第1項第1号）及び第52条第1号	B
		7	客引き準備行為禁止違反	法第32条第3項（第22条第1項第2号）及び第52条第1号	B
		8	年少者接客業務従事禁止違反	法第32条第3項（第22条第1項第4号）及び第50条第1項第4号	A

	する行為				
飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第2項）	法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	1	無許可風俗営業（飲食店営業者が違反）	法第3条第1項及び第49条第1号	A
		2	無許可特定遊興飲食店営業（飲食店営業者が違反）	法第31条の22及び第50条第4号	A
		6	客引き禁止違反	法第32条第3項（第22条第1項第1号）及び第53条第1号	B
		7	客引き準備行為禁止違反	法第32条第3項（第22条第1項第2号）及び第53条第1号	B
		8	年少者接客業務従事禁止違反	法第32条第3項（第22条第1項第4号）及び第51条第1項第4号	A

9	年少者の立ち入らせ禁止違反	法第３２条第３項（第２２条第１項第５号）及び第５０条第１項第４号	B
１０	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第３２条第３項（第２２条第１項第６号）及び第５０条第１項第４号	B
１１	深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	法第３３条第１項及び第３項並びに第５４条第６号	E
１２	深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	法第３３条第２項及び第３項並びに第５５条第３号	F
１３	深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	法第３３条第４項及び第５０条第１項第１０号並びに条例第２７条	B

9	年少者の立ち入らせ禁止違反	法第３２条第３項（第２２条第１項第５号）及び第５１条第１項第４号	B
１０	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第３２条第３項（第２２条第１項第６号）及び第５１条第１項第４号	B
１１	深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	法第３３条第１項及び第３項並びに第５５条第６号	E
１２	深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	法第３３条第２項及び第３項並びに第５６条第３号	F
１３	深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	法第３３条第４項及び第５１条第１項第１０号並びに条例第２７条	B

	１５	従業者名簿備付け記載義務違反	法第３６条及び第５３条第３号	D
	１６	接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第３６条の２第１項及び第５３条第４号	D
	１７	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第３６条の２第２項及び第５３条第５号	D
	１８	報告・資料提出義務違反	法第３７条第１項及び第５３条第６号	D
	１９	立入の拒否、妨害又は忌避	法第３７条第２項、第３８条の２第１項及び第５３条第７号	D
法に基づく処分に違反				
	2	営業停止命令違反	法第３４条第２項及び第４９条第４号	A

	１５	従業者名簿備付け記載義務違反	法第３６条及び第５４条第３号	D
	１６	接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第３６条の２第１項及び第５４条第４号	D
	１７	接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第３６条の２第２項及び第５４条第５号	D
	１８	報告・資料提出義務違反	法第３７条第１項及び第５４条第６号	D
	１９	立入の拒否、妨害又は忌避	法第３７条第２項、第３８条の２第１項及び第５４条第７号	D
法に基づく処分に違反				
	2	営業停止命令違反	法第３４条第２項及び第５０条第３号	A

	する行為				
接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第３５条の４第２項	法の規定による指示に違反する行為	1	受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第３５条の３第１号及び第２号並びに第３５条の４第１項及び第４項第１号	C

	する行為				
接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第３５条の４第２項	法の規定による指示に違反する行為	1	受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第３５条の３第１号及び第２号並びに第３５条の４第１項及び第４項第１号	C

及び第４項第２号)					
備考　（略）					

及び第４項第２号)					
備考　（略）					